

## 第5回宿泊税検討委員会 市民税課説明資料

### 1 実施を予定している主な事業について

#### (1) 特別徴収事務システム改修補助事業

宿泊事業者が宿泊税導入に関してシステムを導入・改修を行うための費用を補助します。上限額、補助割合は、現在検討中です。

#### (2) 特別徴収事務交付金事業

特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者である宿泊事業者に対して「宿泊税特別徴収事務交付金」を交付する。交付額は納期内納入額の2.5%の額です。

##### 【制度施行後5年間の特例措置】

① 0.5%を加算

② 交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合はさらに0.5%を加算

令和8年度は、11月～3月までの申告納入分（10月～2月宿泊分）を令和9年度に一括で交付する予定です。

### 2 制度の周知について

#### (1) 特別徴収義務者（事業者）

事業者向け説明会を2～3回実施の予定です。

#### (2) 納税者（宿泊者）

本市ホームページをはじめ、ポスター、リーフレット、チラシ、三角ポップ、シールを作成し、市民及び宿泊者に対して、周知を積極的に行います。なお、広報資材は、日本語のほか英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語で表記し、訪日外国人へ配慮します。

### 3 今後の予定について

7年12月	盛岡市宿泊税条例案 審議
8年1月	宿泊事業者説明会
1月～3月	総務大臣協議
4月	特別徴収義務者申告書受付開始予定
4月	システム改修補助申請受付開始予定
5月	ポスター・チラシ等で市民及び宿泊者への周知開始
8月	宿泊税納入申告書等送付
10月1日	宿泊税徴収開始